

日本外交文書

大正十年 第一冊 下卷

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊は、それぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦戦後処理、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日附により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等は行われていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正十年の本書は同年中に展開された関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、対中国関係文書は専ら第二冊に、また欧州大戦戦後処理事項の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

一四	勞農露国ノ内情及涉外關係一件	六五三
	(英國及勞農露国兩政府間通商協定ヲ含ム)	
一五	日本国及勞農露国間国交回復交渉開始問題關係一件	七〇一
一六	反過激派關係雜件	七二〇
一七	「シベリア」出兵關係一件	七八一
	附 米国軍艦機關長「ラングドン」射擊事件	八〇二
一八	極東共和国ノ日本国トノ接触希望關係一件	八一六
一九	日本国及極東共和国兩政府間大連會議關係一件	八七四
	一 日本国及極東共和国兩政府間非公式會議ノ大連開催準備關係一件	八七四
	二 大連會議關係一件	九〇八
二〇	極東共和国關係雜件	一〇四〇
二一	薩哈連州占領地域施政關係一件	一〇五三
附録	日本外交文書大正十年第一冊日附索引	(以上下卷)

- 一 米国ニ於テ移民制限法制定一件
附 日本人ノ帰化権問題
- 二 米国加州ニ於ケル排日関係一件
 - 一 土地法問題
 - 二 外国語学校取締法及日本字童隔離法問題
 - 三 漁獵法案問題
 - 四 人頭税法問題
- 三 加州排日問題解決ノ為ノ幣原及モリス両大使間非公式協議関係一件
- 四 米国華州ニ於ケル排日土地法関係一件
- 五 米国ニ於ケル排日関係雜件
- 六 日葡通商航海条約締結交渉開始方ノ件
- 七 極東露領沿海ニ於ケル漁業関係雜件
- 八 「カナダ」ニ於ケル本邦移民排斥関係一件
- 九 「オーストラリア」移民関係雜纂
- 一〇 「ペルー」移民関係雜纂
- 一一 「ブラジル」移民関係雜纂
- 一二 「メキシコ」革命動乱関係一件
- 一三 皇太子裕仁親王欧洲諸国訪問一件

(以上上巻)

事項一四 労農露国ノ内情及渉外関係一件

(英国及労農露国両政府間通商協定ヲ含ム)

六五一 一月九日 在英國林大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

英国及労農露国間ノ通商開始交渉行惱ノ状況

報告ノ件

第二五号

(一月十日接受)

対露通商々議ハ宣伝禁遏区域ノ提議露国金塊売買価格及対露債權者ノ労農貨物差押問題ノ為行惱ミトナリ Krassin ハ本国政府ト打合セノ為十日当地出発一時帰露スルコトナリタルガ之ヨリ先 Tchitcherin ハ客年十二月三十一日附ヲ以テ交渉遷延ノ責任ハ労農政府ニ在リトノ議會ニ於ケル Robert Horne ノ声明ニ対シ抗議ヲ申入レザルヲ得ズト前提シ英國政府ハ露国「ポーランド」間紛争ヲ口実トシ六七月初協定ヲ実行セズ Kameneff ヲ退去セシメタルガ労農政府ハ今日ト雖モ前記協定ヲ遵守スルモノニシテ政治条項ハ今後兩國政府ノ特別協商ニヨリ之ヲ完全ナラシム可シトノ趣旨ノ書翰ヲ Curzon 卿ニ寄セ同卿ハ一月六日附ヲ以テ回答ヲ為シ先ツ通商再開交渉遷延ノ責任ハ事実上労農政府ニ存

一四 労農露国ノ内情及渉外関係一件 六五一

ストテ客年一月最高會議ノ対露通商再開ニ関スル決定ヨリ説キ起シ労農政府ノ対「ポーランド」態度 Kameneff ノ内政干渉及対「ポーランド」条件ノ隱匿俘虜送還ノ遷延等ヲ指摘シ通商協約案前文中ニ宣伝及対敵行為禁遏区域ヲ明記スルニ至リシ迄ノ事情ヲ述ベタル後右区域ヲ限定セザル一般の禁遏声明ハ紛争ヲ後日ニ貽スモノナリ労農ニシテ善意ナランカ其区域ヲ明定スルハ決シテ困難ニアラザル可シ英國政府トシテハ露国ノ特殊利益区域ニ就キ同様禁遏義務ヲ認ムルニ吝カナラズトナシ最後ニ英國政府ハ労農ガ無益ノ論争ヲ止メ Krassin ニ対シ帰英後直ニ通商協約ニ調印ヲ為スノ権限ヲ与ヘ且兩國誠意ノ表徴及当面ノ經濟改造ノ第一着歩トシテ右協約ガ履行セラルルニ至ルコトヲ希望シテ止マズト結ベリ

然ルニ一方「クラッシン」ハ Manchester Guardian 紙ニ対シ(一)宣伝禁遏区域ノ提議ニ関シテハ労農ハ相互の条件ノ下ニ且ツ総テノ支持条件ガ協定セラルルヲ待ツテ之ヲ受諾

六五三